

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき策定する、10年程度先までの、食料・農業・農村に関する各種施策の基本的な方針です。本特集では、平成12（2000）年以降に策定された食料・農業・農村基本計画や、基本計画の中で定められた食料自給率¹目標等を概観した後、令和2（2020）年3月に閣議決定された新たな基本計画の概要について記述します。

（1）これまでの食料・農業・農村基本計画

（前基本計画までの目標と施策）

平成11（1999）年7月に、食料・農業・農村に関する施策の基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定めた、食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）が制定され、以降、基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という4つの基本理念を具体化するための施策が推進されてきました。

食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本法に掲げる基本理念に沿った具体的な施策展開のプログラムであり、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされています。

最初の基本計画は、平成12（2000）年に策定され、食生活指針の策定、不測時における食料安全保障²マニュアルの策定、効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立、価格政策から所得政策への転換、中山間地域等直接支払制度の導入等が位置付けられました（図表 特1-1）。次に平成17（2005）年基本計画では、食の安全と消費者の信頼の確保、食事バランスガイドの策定等食育の推進、地産地消³の推進、担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入、農地・水・環境保全向上対策の導入、バイオマス⁴利活用等自然循環機能の維持増進、農林水産物・食品の輸出促進等の施策を展開することとされました。さらに、平成22（2010）年基本計画では、食の安全と消費者の信頼の確保、総合的な食料安全保障の確立、戸別所得補償制度の導入、生産・加工・販売の一体化や輸出促進等による農業・農村の6次産業化⁵等の推進等が位置付けられました。その後、平成27（2015）年基本計画では、国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承、農地中間管理機構のフル稼働、米政策改革の着実な推進、多面的機能支払制度等の着実な推進、東日本大震災からの復旧・復興、農協改革や農業委員会改革の推進等の施策を展開することとされました。

1～5 用語の解説3（1）を参照

図表 特1-1 これまでの食料・農業・農村基本計画の主な内容

平成11（1999）年7月 食料・農業・農村基本法の成立

- 食料、農業及び農村に関する施策の基本理念及び実現を図るために基本となる事項を規定
- 基本理念として、①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村の振興の4点を明記
- 食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の目標を定めるとともに、食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるべきことを規定

※ 太字は主要施策

平成12（2000）年3月 食料・農業・農村基本計画の決定

食料自給率目標（平成22年度）
供給熱量ベース 45%
（参考）金額ベース 74%

- 食生活指針の策定
- 不測時における食料安全保障マニュアルの策定
- 効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
- 価格政策から所得政策への転換
- 中山間地域等直接支払制度の導入 等

平成17（2005）年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標（平成27年度）
供給熱量ベース 45%
生産額ベース 76%

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 食事バランスガイドの策定等食育の推進、地産地消の推進
- 担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入
- 農地・水・環境保全向上対策の導入
- バイオマス利活用等自然循環機能の維持増進
- 農林水産物・食品の輸出促進 等

平成22（2010）年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標（令和2年度）
供給熱量ベース 50%
生産額ベース 70%

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 総合的な食料安全保障の確立
- 戸別所得補償制度の導入
- 生産・加工・販売の一体化、輸出促進等による農業・農村の6次産業化等の推進
- 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し 等

平成27（2015）年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標（令和7年度）
供給熱量ベース 45%
生産額ベース 73%

- 国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
- 農地中間管理機構のフル稼働
- 米政策改革の着実な推進
- 多面的機能支払制度等の着実な推進
- 東日本大震災からの復旧・復興
- 農協改革や農業委員会改革の推進 等

資料：農林水産省作成

また、基本法第15条において、「食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として定める」こととされており、それぞれの基本計画に総合食料自給率の目標が設定されています。

平成12（2000）年基本計画では、計画期間内における実現可能性を考慮し、平成22（2010）年度に供給熱量¹ベースで45%とする目標が定められました。次の平成17（2005）年基本計画では、平成27（2015）年度に供給熱量ベースで45%とすることに加え、比較的低カロリーである野菜、果実等の生産活動をより適切に反映する観点から、前回は参考として示されていた生産額ベースについて、76%とする目標が定められました。さらに平成22（2010）年基本計画では、「我が国が持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標」として、令和2（2020）年度に供給熱量ベースで50%、生産額ベースで70%とする目標が定められました。その後の平成27（2015）年基本計画では、平成22（2010）年基本計画における目標の検証を踏まえ、令和7（2025）年度に供給熱量ベースで45%、生産額ベースで73%とする目標が定められました。

1 用語の解説3（1）を参照